

岐阜県公報

第二千八百七十二号
平成二十九年八月十五日

(火曜日)

目次

告示

公園事業の変更
道路の区域変更
道路の供用開始

公示

もとす広域連合の規約の変更の届出
平成二十九年年度砂利採取業務主任者試験の実施
県営土地改良事業計画の決定
土地改良区役員の退任及び就任
土地改良区役員の就任

(環境企画課) 五〇三
(道路維持課) 五〇三
(同) 五〇四

(市町村課) 五〇五
(商工政策課) 五〇五
(農地整備課) 五〇六
(可茂農林事務所) 五〇六
(同) 五〇六

告示

岐阜県告示第四百十一号

岐阜県立自然公園条例(昭和三十九年条例第四十五号)第七条の二第三項において準用する同条第一項の規定により、恵那峡県立自然公園の公園事業の一部(昭和四十八年岐阜県告示第八百二十四号で公示した公園事業をいう。)を変更したので、同条第三項において準用する同条第二項の規定によりその概要を次のとおり公示する。

平成二十九年八月十五日

岐阜県知事 古田 肇

変更後の公園事業

- 一 施設の種類
- 園地
- 二 位置
恵那市大井町奥戸
(変更後の公園事業の位置を表示した図面は、岐阜県環境生活部環境企画課 恵那県事務所及び恵那市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。)
- 三 規模
区域面積 六・四五ヘクタール

岐阜県告示第四百十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

公 示

もとす広域連合の規約の変更の届出

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の第三項の規定によりもとす広域連合長から届出のあったもとす広域連合の規約の変更については、平成二十九年七月十二日付けで受理したので、同条第五項の規定によりその旨を公表する。

平成二十九年八月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

平成二十九年年度砂利採取業務主任者試験の実施

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定による平成二十九年年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施しますので、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和四十三年通商産業省令第八十号）第八条の規定により公示します。

平成二十九年八月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験期日及び時間

平成二十九年十一月十日（金）午前十時から正午まで（二二〇分）

二 試験場所

岐阜市数田南二丁目一番二番二番二番 岐阜県水産会館一階大会議室

三 試験科目

- 1 砂利の採取に関する法令
- 2 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

四 受験手続

- 1 申込用紙の配布
受験願書用紙は、岐阜県商工労働部商工政策課 同部岐阜地域産業労働室及び各県事務所配布します。

郵送を希望する場合は、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験受験願書請求」と

朱書して、八十二円分の切手（二部又は三部を希望する場合は、九十二円分の切手）を貼った宛先明記の返信用封筒（定形郵便物の封筒）を同封の上、〒五 八五七 岐阜市数田南二丁目一番一号 岐阜県商工労働部商工政策課に請求してください。

2 申込方法

受験願書に必要な事項を記入し、次に掲げる書類を添えて、岐阜県商工労働部商工政策課に提出してください。

(一) 写真（手札形（おおむね縦十二センチメートル、横八センチメートル）とし、受験願書提出前六月以内に撮影した無帽、正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものとします。）

(二) 受験票（用紙は、受験願書と同時に配布します。）

3 申込受付期間

平成二十九年十月二日（月）から同月十六日（月）までとし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除きます。

郵送による場合は、「書留」又は「簡易書留」とし、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験受験願書在中」と朱書して、〒五 八五七 岐阜市数田南二丁目一番一号 岐阜県商工労働部商工政策課に送付してください。平成二十九年十月十六日（月）までの消印のあるもの限り受け付けます。

五 受験手数料

手数料は、八千円とし、これに相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書に貼り付けてください（消印しないこと）。

なお、受験手数料は、申込みが受理された後は、返還しません。

六 合格者の発表

平成二十九年十二月上旬（予定）。試験に合格した者の受験番号を岐阜県公報及び岐阜県庁ホームページに掲載するとともに、岐阜県庁掲示板に掲載します。また、合格者本人に合格証を交付します。なお、不合格者に対しても、その旨を通知します。

七 試験結果の提供

平成二十九年年度砂利採取業務主任者試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

砂利採取業務主任者試験の総合得点及び科目別得点

2 提供期間

合否発表の日から一月間

3 提供する場所

個人情報総合窓口（岐阜県庁二階）及び各県事務所特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類等

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要です。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

八 その他

試験について不明な点は、岐阜県商工労働部商工政策課総政係（電話 五八 二七 二 八三五九（直通））に問い合わせてください。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年八月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
益田西部地区	下呂市役所	平成二九・ 九・一二まで

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十九年八月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名 退任年月日 役名 氏名 住 所

八百津町 平成 理事 金子政則 加茂郡八百津町八百津三八八三番地

木曾川右岸用水地区 平成 大脇重敏 同 和知 三三七五番地

尾関一夫 同 野上 六九八番地四

後藤幹治 同 同 一三五二番地三

長谷川豊治 同 加茂郡八百津町和知二二三二番地二

高見輝夫 同 同 一一五四番地一

後藤敏浩 同 同 一 一番地

大杉五男 同 加茂郡八百津町上牧野 六九二番地

秋松克典 同 同 上飯田 二三番地

土屋実 同 同 六三番地一

伊藤成治 同 加茂郡八百津町野上 一三〇三番地

海老茂 同 同 和知 二三九六番地

就任した役員

土地改良区名 就任年月日 役名 氏名 住 所

八百津町 平成 理事 金子政則 加茂郡八百津町八百津三八八三番地

木曾川右岸用水地区 平成 尾関一夫 同 野上 六九八番地四

石井二郎 同 同 一〇五八番地

大脇好男 同 同 一八二番地二の二

長谷川豊治 同 加茂郡八百津町和知二二三二番地二

平塚道治 同 同 一五五四番地一〇

長瀬和宏 同 同 五一四番地一

大杉五男 同 加茂郡八百津町上牧野 六九二番地

野村藤雄 同 同 上飯田 三三三番地

監事	甲斐川 武芳 同	野上二五二九番地九
同	小本 卓巳 同	和知一五〇一番地四
同	土谷 進 同	上飯田一〇〇二番地三

土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十九年八月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

就任した役員

土地改良区	就任年月日	役名	氏名	住 所
木曾川右岸用水土地改良区	平成二九年七月十四日	理事	藤井 浩人	美濃加茂市蜂屋町中蜂屋四五二七番地
連合	同	同	柴山 擴	本郷町九丁目九番二〇号

平成二十九年八月十五日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社